

日本学術会議法案の廃案を求める声明

2025年3月30日

心理科学研究会運営委員会

2025年3月7日、政府は日本学術会議法案（国から独立した法人格を有する組織として、特殊法人「日本学術会議」を新設する内容）を閣議決定し、国会に提出しました。同日、日本学術会議会長の光石衛氏は、「日本学術会議がこれまで自主性・独立性の観点から指摘してきた懸念が払拭されないまま法案が閣議決定されたことは遺憾である」との談話を発表しています。

本法案が成立すれば、政府から距離を保ち、科学的根拠に基づいて政策提言を行ってきた「ナショナル・アカデミー」としての日本学術会議の役割が損なわれるおそれがあります。その結果、憲法第23条が保障する「学問の自由」に基づく独立性や自律性が著しく揺らぐ可能性があります。

心理科学研究会運営委員会は、2020年10月の「日本学術会議第25期新規会員候補者の任命拒否に関する緊急声明」、2020年11月の「日本学術会議第25期推薦会員任命拒否に関する人文・社会科学系学協会共同声明」、2023年4月の「日本学術会議の声明『日本学術会議の在り方についての政府方針』について再考を求めます」に対する賛同声明などを通じて、政府による日本学術会議への対応や組織運営方針に対し、たびたび懸念を示してきました。

2020年10月以降、日本学術会議や多数の学協会は、「日本学術会議第25期新規会員候補者の任命拒否」の経緯や理由について政府に説明を求めてきましたが、その内容はいまだ明らかにされていません。今回の法案においても、現行法が定める学術会議の独立性を維持する条項が継承されず、政府を含む外部の関与を可能にする仕組みが盛り込まれています。具体的には、会員の選考や活動計画、予算に関し、学術会議外の委員が意見を述べる複数の委員会が設置される点が挙げられます。こうした構造は、政府からの距離を保つという独立性や、会員選考における自主性を損ない、「学問の自由」に対する重大な脅威となりかねません。

心理科学研究会は、研究者の活動条件の向上、研究機関や団体の民主的運営の推進、そして平和と民主主義を守るための活動等を会則に掲げる、日本学術会議協力学術研究団体のひとつです。心理科学研究会運営委員会は、対話による合意形成という民主主義の根幹が、政府と日本学術会議との間で十分に行われぬまま法案が閣議決定され、国会に提出されたことに深い憂慮の念を抱いています。よって、心理科学研究会運営委員会は、本法案の廃案を強く求めます。